

福祉避難所をご存知ですか？

地震や風水害などの災害時に、各地域に避難所が開設されます。学校の体育館や公民館等をあらかじめ指定避難所として

います。災害が大規模なものであった場合、多くの人が長期間避難所を利用することになります。避難者は、子どもから高齢者まで様々な年齢層の方がいます。また、健康な人もいれば、障がいがある人もいます。

そのため、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦などのうち、一般の避難所では生活に支障を来たす方のために、二次的な避難所として「福祉避難所」が、必要に応じて開設されます。

美波町では、町内の社会福祉法人等と協定を結んでおり、5カ所が福祉避難所の開設予定施設となっています。

福祉避難所への避難の対象者

となるのは、避難所での生活が困難な要配慮者で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の人です。常時介護が必要な人については、原則として福祉避難所ではなく、専門的なケアができる介護施設などに入所することになります。

※災害発生時に最初から開設される避難所ではありませんので、まずはお近くに開設された避難所に避難をお願いします。直接、福祉避難所に避難することはできません！

福祉避難所は、手厚い支援が受けられたり、高齢者なら対象になると思われるかも知れませんが、大規模災害が起きた時、施設職員も被災し、人員確保が難しく、ボランティアや他市町村か

らの支援者と協力しての運営となることが予想されます。また、開設できる施設と受け入れの人数には限りがあります。要配慮者の状態を確認し、受け入れ施設を調整した上での受け入れとなります。

避難所での生活は、誰もが不便やストレスを感じると思いますが、その中でも特別な配慮を必

要としている人がいることを知ってください。

「福祉避難所」は一般の避難所での生活が困難な人が利用する避難所です。皆さんの理解と協力が、スムーズな避難所運営の手助けになります。

【お問い合わせ先】

役場福祉課 ☎77-3614

福祉避難所への避難のながれ

災害の発生直後は、身の安全を最優先に、まず一般の避難所に避難します。



災害が長期化し、避難所での生活に困難をきたしている対象者がいないか、避難者の状況等を調査し、福祉避難所の開設を決定します。



福祉避難所の受入態勢が整った段階で福祉避難所が開設されます。対象者を家族や地域における支援者が移送し、これを美波町が支援します。